

寒川町告示第120号

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年寒川町条例第18号）第5条第2項において準用する同条例第4条の規定に基づき指定管理者の指定を行ったので、同条例第11条の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

1. 指定をした日 平成28年12月15日
2. 管理を行わせる公の施設の名称 次のとおり

宮山地域集会所	小動地域集会所	倉見大村地域集会所
岡田地域集会所	中瀬地域集会所	田端地域集会所
筒井地域集会所	一之宮地域集会所	倉見地域集会所
大蔵地域集会所	小谷地域集会所	大曲地域集会所

3. 指定を受けた法人等 寒川町岡田609番地
寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会
会長 升 水 道 弘
4. 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで